

●香川県告示第96号

令和6年香川県告示第96号（地方自治法の規定に基づく公金事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和8年5月1日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定日	委託開始日	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定日	委託開始日
略					略				
伊予鉄総合企画株式会社高松営業所	高松市鍛冶屋町3番地香川三友ビル5階	香川県立ミュージアムの観覧料及び音声ガイドシステム使用料並びに物品売払代金の収納事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	株式会社クリエナブキ高松支店	高松市磨屋町2番地8	香川県立ミュージアムの観覧料及び音声ガイドシステム使用料並びに物品売払代金の収納事務	令和7年4月1日	令和7年4月1日
略					略				
		香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、香川県庁地下駐車場、香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び香川県社会福祉総合センター駐車場の共通回数券（以下単に「駐車場共通回数券」という。）販売代金の収納事務					香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、香川県庁地下駐車場、香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び香川県社会福祉総合センター駐車場の共通回数券（以下単に「駐車場共通回数券」という。）販売代金の収納事務		

株式会社 クリエア ナブキ高 松支店	高松市磨屋町 2番地8	香川県立東山 魁夷せとうち 美術館の観覧 料及び <u>催物入 場料並びに物 品売払代金の 収納事務</u>	<u>令和7年 4月1日</u>	<u>令和7年4 月1日</u>
略				

株式会社 クリエア ナブキ高 松支店	高松市磨屋町 2番地8	香川県立東山 魁夷せとうち 美術館の観覧 料及び物品売 払代金の収納 事務	<u>令和6年 4月1日</u>	<u>令和6年4 月1日</u>
略				